

# 第58回 横浜市屋外広告物審議会

## 次 第

日 時 平成29年1月23日（月曜日） 13時から15時まで

会 場 市庁舎 6階 都市整備局B会議室

### 審議事項

議案1 横浜市屋外広告物審議会の役員選出について

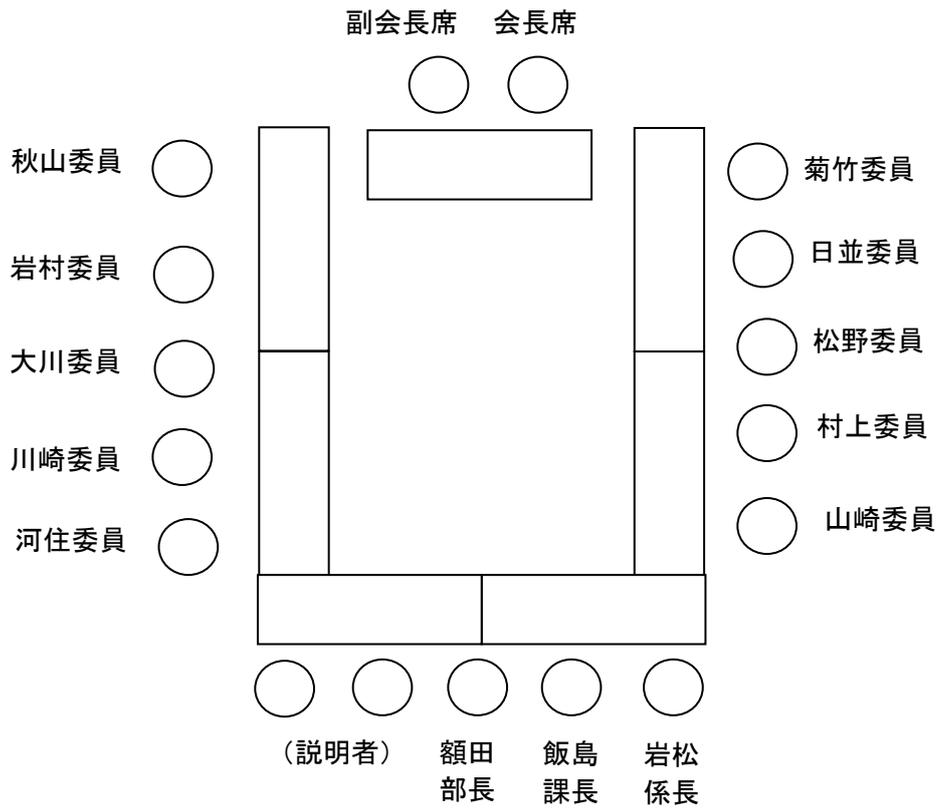
議案2 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

### 報告事項

- 1 横浜サインガイドラインについて
- 2 横浜サイン賞について
- 3 第4回横浜サインフォーラムの開催について
- 4 仮囲いへの規格外広告物の掲出について
- 5 禁止地域における展望不可案件について

# 【第 58 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場：横浜市庁舎 6階 都市整備局 B 会議室



記者席・傍聴席

受付・速記者席

(出入口)

# 第3 1期横浜市屋外広告物審議会委員名簿

(委員名は五十音順)

任期 平成28年12月 1日から

平成30年11月30日まで

	氏名	役職名
委員	秋山 桂子	横浜商工会議所議員
〃	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
〃	大川 一平	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	川崎 俊明	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長
〃	河住 志保	弁護士
〃	菊竹 雪	首都大学東京・同大学院教授
〃	日並 勇	横浜市町内会連合会委員
〃	松野 勲	クリエイティブ・ディレクター
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副理事長
〃	山崎 洋子	作家

## 議案 1 役員の選出について

平成 28 年 11 月末をもって横浜市屋外広告物審議会の委員の任期が終了し、新たな委員が選出されました。つきましては、これからの 2 年間の任期中（平成 30 年 11 月末まで）の会長及び副会長を選出する必要があります（横浜市屋外広告物条例規則第 31 条）。

### 参考 横浜市屋外広告物条例施行規則

#### （組織）

第 28 条 横浜市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 広告物に関する事業を営む者
- (3) 商工会議所の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### （委員の任期）

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### （会長及び副会長）

第 30 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第 31 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己又は自己と密接な関係のある者の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、審議会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

第33条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は部会の委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前2条中「審議会」とあるのは「部会」と、第31条第1項及び前条中「会長」とあるのは「部会長」と、第31条第2項から第4項までの規定中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

## 議案 2 横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例について 横浜スタジアム照明塔等への広告物の設置について

### 1 経緯

- (1) 横浜スタジアムの照明塔への横浜 DeNA ベイスターズ関連の広告掲出は、第 49 回審議会（平成 25 年 3 月開催）、第 52 回審議会（平成 26 年 1 月開催）、第 54 回審議会（平成 27 年 1 月開催）、第 56 回審議会（平成 28 年 1 月開催）の過去 3 か年にわたり、横浜市の「スポーツ振興、支援」の政策に基づく「その他の理由」による「特例の許可」として取り扱ってきました。
- (2) 今回、平成 29 年度の主要選手を掲出します。照明塔への設置は特例許可として取り扱っているため、今回の広告幕の設置も本審議会の意見をうかがう案件となります。
- (3) 第 56 回審議会（平成 28 年 1 月開催）と同様、横浜公園内の「人工台地 YY パーク」上に設置されているトイレの壁面に貼る選手の集合写真のシートが屋外広告物の規格サイズを超えることから、今年度も審議会対象の案件とします。

### 2 審議のポイント

- (1) 照明塔の広告幕の大きさは例年通り、図案も、選手を中心にし、平成 28 年度のデザインと大幅な変更はありません。
- (2) 照明塔への広告幕の設置は、過去の審議会で、球場を持つ特性の横浜公園の環境に合っており、景観を阻害しないと認められたデザインを踏襲しており、「景観を阻害しない」と認められます。
- (3) 「人工台地 YY パーク」上に設置されているトイレの壁面に貼る選手の集合写真のシートのデザインについては、景観を阻害しないと認められるかについてご意見をいただきたい。

以上の点から、前回同様条例第 19 条第 1 項「その他の理由」による「許可の特例」として取扱うことが適当であると考えます。

〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例

(禁止物件)

第7条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(8) 送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する 横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

○横浜市景観計画「関内地区における景観」

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 横浜公園

イ 公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。

エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

○横浜市屋外広告物条例施行規則

第6条 条例第16条第1項に規定する 規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 外面を利用する広告物等に係る基準

ア 広告物等を表示し、又は設置する一の外面における当該広告物等の表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の3以下とすること。